

人々の元気を創る ライフサポーター

私たちは看護職の資質の向上を通して
県民の皆様の健康づくりに努めています



人々の医療と暮らしに寄り添う看護

～健康で幸福な生活の実現を目指して～

静岡県看護協会は、1972年に県内の保健師・助産師・看護師・准看護師を会員とする社団法人として設立されました。

2013年4月1日から、公益社団法人に移行し、専門職能団体として新たな歩みを始めています。

看護協会の理念である人々の健康で幸福な生活の実現への貢献を目指し「看護の質向上のための教育研修」「安心して働き続けられる環境づくり」「地域での保健・医療・福祉活動」の3つ事業を柱として、活動しています。

現在、保健・医療・福祉の領域は激変の時代を迎え、少子超高齢社会に備えた様々な制度改革や災害対策が推進されています。

療養の場も「医療機関から暮らしの場」へ移行していきます。

病気や障害があっても住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせる社会の実現は、医療と暮らしを支えることを使命とする私たち看護職の願いでもあります。

現在、病院や施設勤務の看護職と在宅療養の要である「訪問看護ステーション」の看護職との連携、多くの医療職や介護職との連携をすすめ、途切れのない医療・介護の提供が実現できるよう体制整備に取り組んでいます。

今後も看護職が実力を遺憾なく発揮できる環境作りへの取り組みと共に、災害支援ナースの育成、「まちの保健室」での健康相談事業など、地域に役立つ活動をさらに推進していきます。

地域のみな様が、専門職ならではの「行き届いたやさしさと暖かさ」を実感でき、看護職の社会的な役割と重要性を理解していただけますよう努力を続けてまいります。

看護協会は、地域や会員のみな様と共に歩んで参ります。

益々のご支援をよろしくお願い申し上げます。



静岡県看護協会 会長

望月 律子

看護者の倫理綱領

(条文のみ抜粋) 2003年 日本看護協会

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護者は国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護者は守秘義務を遵守し、個人情報保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
10. 看護者はより質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

公益社団法人 静岡県看護協会の理念

1. 使命(目的)

人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献する。

そのために、

- 教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図る
- 看護職が生涯をとおし安心して働き続けられる環境づくりを推進する
- 人々のニーズに応えるために、地域の保健・医療・福祉活動を推進し、看護領域の開発及び展開を図る

2. 活動理念

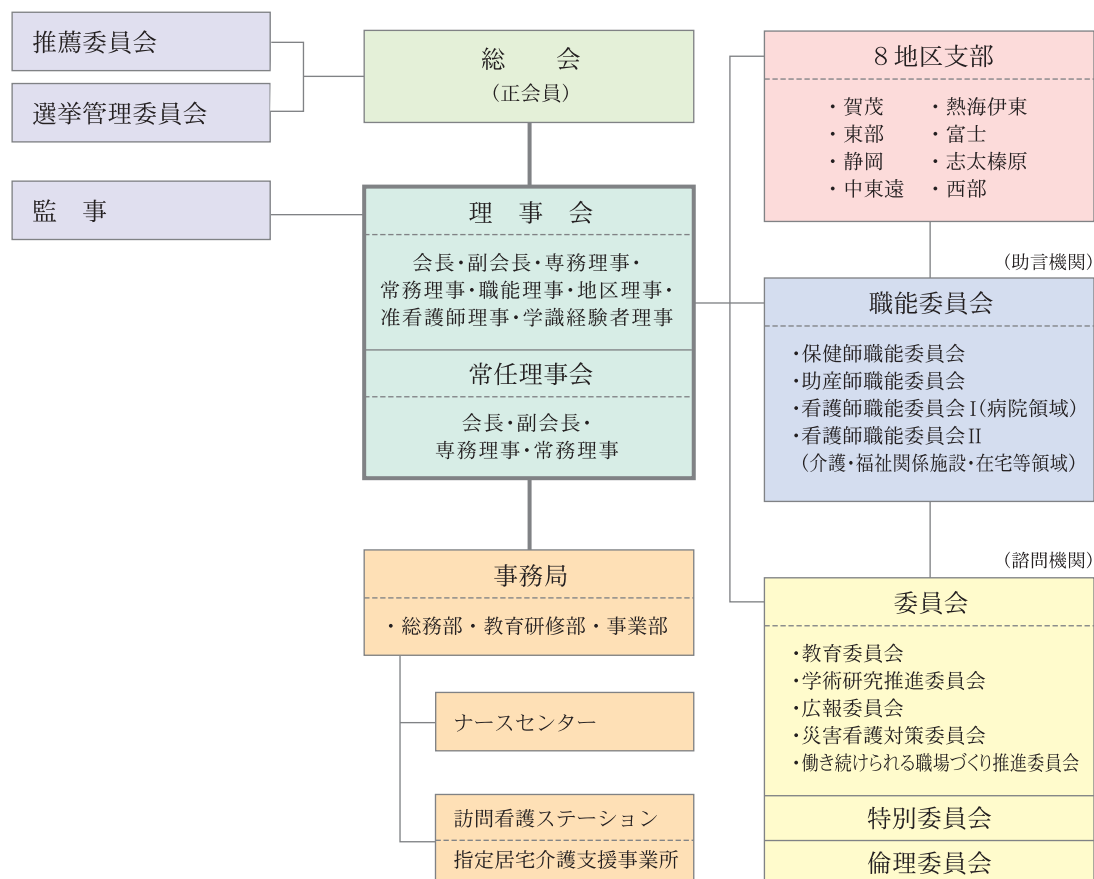
- 看護職の力を変革に向け、会員一人ひとりの創造力を結集する
- 社会的視点を持ち、自律的に行動し協働する
- 専門性を探求し新たな価値を創造する

3. 基本戦略

- 基本戦略は、使命に掲げた3つの事業領域において、6つの実現手法、「自主規制」「支援事業」「政策形成」「開発・経営」「広報」「社会貢献」を用いて、人々の健康な生活の実現を図る。

－公益社団法人静岡県看護協会組織図－

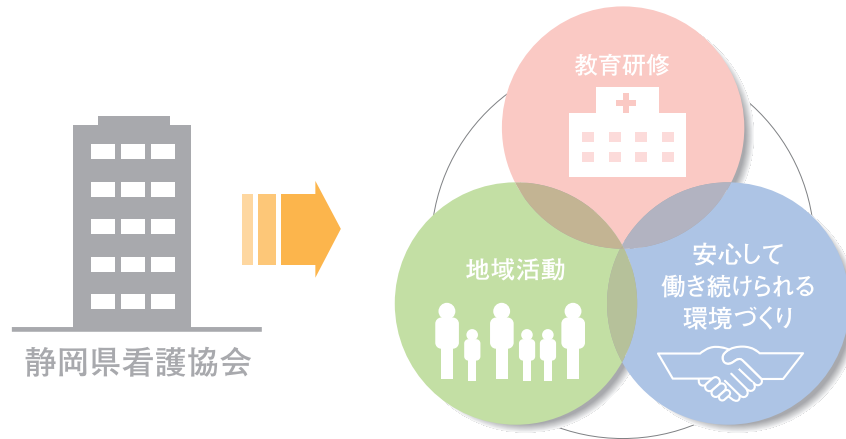
(平成27年4月1日)





■ 公益社団法人 静岡県看護協会の事業

静岡県看護協会では、「教育研修」・「地域活動」・「安心して働き続けられる環境づくり」の3つを事業の柱としています。



■ 教育研修 ■

教育・研修・学会

看護職が社会の変化に対応し役割を遂行していくためには、専門職能人としての熟練度を高めるだけでなく、その基盤となる人としての能力を備えることが必要であり、中でも感性・協力・根拠・主体性の要素(4要素)が重要であると考えられる。

—教育活動における指針—

静岡県看護協会は、新しい時代に活躍できる看護専門職として4要素を備えた人材(像)の育成をめざす。

- Sensibility (感性) : 生命の尊重と人間の尊厳を守る倫理的感性を高める。
- Team work(協力) : 多職種の人々との連携・協力ができる。
- Evidence (根拠) : 科学的根拠に基づく適切な判断ができる。
- Positive (主体性) : 自己教育に取り組む主体性を高める。

これらの頭文字をとって、めざす人材像を現す愛称として“STEP”とした。

(1) 教育活動の目的

生涯教育の観点から、看護専門職としての責務を遂行し、感性(Sensibility)、協力(Team work)、根拠(Evidence)、主体性(Positive)、即ち“STEP”を備えた人材を育成することによって、地域社会のニーズに応えられるようにする。

(2) 教育活動の目標

- (1) 最新の知識や技術を習得し、実践に必要な問題解決能力を育成する。
- (2) 日々の看護実践を振り返り、問題解明に向けた研究能力を育成する。
- (3) 組織人としての役割を認識し、教育及び管理能力を育成する。
- (4) 施設内および地域社会において、多職種と連携・協働できる能力を育成する。
- (5) 社会の変化や保健医療福祉政策の動向をとらえ、看護政策ならびに組織運営に反映できる能力を育成する。
- (6) 倫理的感性と対人関係能力を高め、受け手である対象者の権利を擁護する能力を育成する。

1.新入会員研修

2.一般研修

- 看護実践能力育成
- 組織的役割遂行能力育成
- 自己教育の推進
- 研究能力の育成
- 特別研修

3.資格認定教育

(1) 認定看護師を育成する研修

- 脳卒中リハビリテーション看護
(脳卒中急性期・回復期・維持期に亘るリハビリテーション看護の知識と技術を修得し、認定看護師の受験資格が得られる。)

(2) 認定看護管理者を育成する研修

- ファーストレベル教育課程
- セカンドレベル教育課程
- サードレベル教育課程

4.地区支部研修

- 県内8地区支部が主催する研修

5.研究・発表・学会

- 看護研究の支援
- 静岡県看護学会

図書室

「看護」を中心とした図書資料を閲覧、資料の検索及び貸し出しができます。
利用日・利用時間／月曜日～金曜日(平日)・9:00～17:00



研修会①



研修会②



静岡県看護学会



図書閲覧室



地域活動－地域の住民の方と共にすすめます－

1 看護の普及啓発活動

- ・こどもからお年寄りまで全ての市民を対象にした、看護の心と知識技術の普及や啓発活動をすすめています。
- ・中学校や高校で生命の大切さ・看護の役割を伝え、看護のミニ体験をする出前授業を行います。
- ・看護の日を中心に中学生、高校生・市民を対象とした病院施設での「ふれあい看護体験」を行います。



「看護の日」記念行事



2 地区支部活動

県内8ヵ所に地区支部を設置して地域活動を実施しています。研修や地域住民と一緒に様々な活動を実施して、地域との連携を深め地域育成をめざします。



地域防災訓練



まちの保健室

- 東部地区支部事務所
〒411-0039 三島市寿町2-16
アキタ寿ビル4階
TEL/FAX (055) 981-1222
- 静岡地区支部事務所
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25
エスパティオ3階
TEL. (054) 202-1750
FAX. (054) 202-1751
- 志太榛原地区支部事務所
〒426-8677 藤枝市駅前1-2-10
静岡JAサービスビル3階
TEL/FAX (054) 644-8180
- 中東遠地区支部事務所
〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30
中部ふくしあ1階
(掛川市中部地域健康医療支援センター内)
TEL/FAX (0537) 28-9679
- 西部地区支部事務所
〒430-0929 浜松市中区中央2-10-1
浜松青色会館2階
TEL/FAX (053) 455-2777

3 訪問看護(指定居宅介護支援事業)事業の実施

在宅におけるケアを必要とする人々に対し、生活の質を確保し住み慣れた地域や家庭で療養が続けられるように、訪問看護ステーションを設置し在宅ケアの充実を図っています。



訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所

- 訪問看護ステーション清水
〒424-0842 静岡市清水区春日1丁目2番12号
TEL (054) 355-1511/FAX (054) 355-1515
- 訪問看護ステーション大東
〒437-1491 掛川市三俣620番地(掛川市南部大東地域健康医療支援センター内)
TEL (0537) 72-6627/FAX (0537) 72-6628
- 訪問看護ステーション掛川
〒436-0083 掛川市園ヶ谷881番地の1(掛川市東部地域健康医療支援センター内)
TEL (0537) 62-2755/FAX (0537) 62-2756
- 訪問看護ステーション掛川 西部ふくしあサテライト
〒436-0222 掛川市下垂木1270番地の2(掛川市西部地域健康医療支援センター内)
※電話・FAXは訪問看護ステーション掛川へ
- 訪問看護ステーションいわた
〒438-0051 磐田市上大之郷51番地(磐田市急患センター内)
TEL (0538) 21-0822/FAX (0538) 21-0823

安心して働き続けられる環境づくり

1. 看護職のワーク・ライフ・バランス (WLB) の推進

■ 看護職のWLB推進ワークショップを開催

WLBの成果

- ・多様な勤務形態
- ・有給休暇の取得率の向上
- ・育児支援体制の工夫
- ・院内教育体制の整備と工夫
- ・お互い様の精神の醸成
- ・離職率の低下

※ワーク・ライフ・バランス (WLB) とは、個人それぞれのバランスで、仕事と生活の両立を無理なく実現できる状態のことです。



日本看護協会カンゴザウルス

2. ナースセンター事業

「看護職員等人材確保に関する法律」に位置づけられた事業として看護職員の再就業促進・離職防止対策事業・「看護の心」普及・進路相談事業等を静岡県への委託により実施しています。

1 看護師等の求人・求職登録および就業斡旋

- ・無料で求人、求職相談、就業斡旋を行っております。
- ・離職時の登録推進（届出努力義務化等）により就業の支援をしています。
- ・地域に出向いて就業等の移動相談も実施しています。
- ・看護しずおかに年3回、ナースだよりを掲載して、登録者にお送りしています。
- ・ハローワーク沼津・富士・清水・静岡・掛川・浜松にも1回／月ナースセンターの就業相談員が行って再就業に向けて相談に応じています。
- ・天竜、下田賀茂地区にも相談所を開設し、近隣の方の相談に応じています。



2 看護職等再就業支援事業

■ 潜在看護職再就業事業で行っている内容

1. 再就業準備講習会

県内8病院と看護協会会館で10回／年 講義・演習中心の研修 募集各20人

2. 病院・訪問看護ステーション 派遣型再就業研修

個人単位で最寄りの研修受入協力病院又は訪問看護ステーションで実習

看護師コース／5日間（延長可能）
助産師コース／5日間（延長可能）

募集計45人／年間

※募集 個人で随時受付ます。

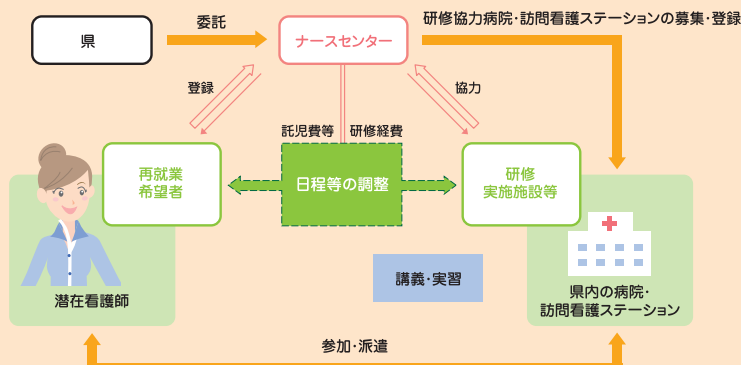
※複数の研修に参加できます。
組合せも自由です。

3. 高齢者ケア施設見学会

東部・中部・西部で、各2施設を見学し、看護の役割や実際に体験

4. 看護職のための合同就職相談会を県内3会場で開催

■ 研修の仕組み





3 離職防止対策事業

- ・職場や学校での悩み事相談
- ・病院内教育に対する助言指導
- ・新人看護職員の看護技術トレーニング、演習

職場や学校のことや看護の仕事に悩んでいる方、ぜひご利用ください。

働いている看護職員の悩み相談を承ります。職場の上司や先輩に悩みを打ち明けられない方、お気軽にお電話ください。ナースセンターの就業相談指導員が相談に応じます。毎月第1金曜日は、看護協会西部地区支部事務所（浜松）・第3金曜日は、東部地区支部事務所（三島）に移動しての相談・採血等の技術演習もおこなっています。看護学生、新人や再就業したばかりの方々には、看護業務や看護実習に関する助言も行います。もちろん、相談指導は無料です。個人情報厳正に守りますので、遠慮なくご相談ください。看護資格を生かし、あなたがいきいきと働くためにも、ストレスを発散し、リフレッシュして仕事に臨みましょう。

ナースセンターの就業相談指導員（悩み相談員）の電話番号

054-202-1780 お電話、お待ちしております！

■ナースセンター所在地

- ☐ 静岡県ナースセンター（本所）
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階（JR静岡駅南口徒歩2分）
TEL (054) 202-1761 / FAX (054) 202-1762 E-mail: shizuoka@nurse-center.net
- ☐ 静岡県ナースセンター（東部支所）
〒410-0055 沼津市高島本町1-3（静岡県東部総合庁舎別館2階）（JR沼津駅北口より徒歩15分）
TEL / FAX (055) 920-2088 E-mail: numazu@nurse-center.net
- ☐ 静岡県ナースセンター（西部支所）
〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12番1号（静岡県浜松総合庁舎10階）（JR浜松駅北口より徒歩15分）
TEL / FAX (053) 454-4335 E-mail: hamamatsu@nurse-center.net
- ☐ 静岡県ナースセンター（下田相談所）
〒415-0016 下田市531-1（静岡県下田総合庁舎 別館2階）
TEL / FAX 080-2650-0327 E-mail: shizuoka-nurse2@docomo.ne.jp
- ☐ 静岡県ナースセンター（天竜相談所）
〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559（静岡県北遠総合庁舎1階）
TEL / FAX 080-2650-0237 E-mail: shizuoka-nurse1@docomo.ne.jp

※各事業詳細は、静岡県ナースセンターホームページをご覧ください。

4 「看護の心」普及啓発事業

県民の皆さまに看護についての関心と理解を深めていただくために下記の事業を行っています

- ・看護の日記念行事／毎年5月12日の「看護の日・看護週間」にあわせイベントを開催
- ・「ふれあい看護体験」：県内の病院・施設での一日看護体験
- ・「看護学校等進路説明・相談会」：看護を志す方へ県内3会場で開催
- ・「高校生一日ナース体験」

■ 看護協会は働くあなたを応援します

～看護協会はなぜ必要なの？





■ 入会方法 ～あなたの入会をお待ちしています～

正 会 員

●入会資格

- ・静岡県内に在住又は在勤し、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格があれば、どなたでも入会できます。

●会費

- ・入会金／13,000円 静岡県看護協会へ初めて入会される場合
- ・年会費／日本看護協会年会費 5,000円＋ 静岡県看護協会年会費 5,000円＝合計 10,000円

●会員期間

- ・4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度毎の登録です）

●会員の特典

- ・日本看護協会・国際看護師協会に同時に入会できます。
- ・日本看護協会の「協会ニュース」と当協会の『看護しずおか』が届きます。
- ・当協会が主催する研修会を会員価格で受講できます。
- ・災害支援ナースに登録及び災害支援ナース育成研修を受講できます。
- ・日本看護学会に参加できます。
- ・図書室の利用や、ビデオやDVDのサービスが利用できます。
- ・医療事故等の相談支援が受けられます。
- ・日本看護協会が扱う看護職賠償責任保険制度に加入できます。
- ・福利厚生制度（会長表彰、各賞候補者の推薦、奨学金貸与、慶弔見舞など）があります。
- ・看護師学校養成所（通信制）の教育支援を受けられます。
- ・県ナースセンターの再就業支援・離職防止対策事業についての情報を得られます。

●会員証

- ・入会及び継続手続きが完了し、日本看護協会にて受理された後、会員証が発行されます。
- ・総会、研修会に参加されたり、図書室を利用される場合に提示をお願いしますので、紛失しないように保管をお願いします。
- ・施設の異動、改姓による再発行はありません。

このページに関するお問い合わせ及び書類の請求は、
総務部までお願いします。

TEL.(054) 202-1750／FAX.(054) 202-1751





公益社団法人 静岡県看護協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番25号
エスパティオ3階

TEL (054) 202-1750 (総務部)
TEL (054) 202-1760 (教育研修部)
TEL (054) 202-1770 (事業部)
FAX (054) 202-1751 (共通)



■ホームページ <http://www.shizuoka-na.jp/>

